

高萩・北茨城広域事務組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例

令和元年10月9日

条例第13号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第58条の2の規定に基づき、人事行政の運営等の状況の公表に関し、必要な事項を定めるものとする。

(人事行政の運営等の状況の公表等)

第2条 人事行政の運営等の状況の公表については、北茨城市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年北茨城市条例第1号）の例による。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。